

川越市空き家等の適正管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空き家等が管理不全な状態となることを防止することにより、生活環境の保全及び防犯のまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 市内に所在する建物その他の工作物で、現に人が使用していないもの及びその敷地をいう。
- (2) 管理不全な状態 空き家等が次のいずれかの状態にあるものをいう。
 - イ 老朽化等に起因する建物その他の工作物の倒壊又は破損により、人の生命、身体又は財産に被害を及ぼすおそれがある状態
 - ロ 不特定の者の侵入が容易であるために犯罪行為を誘発するおそれがある状態
 - ハ 草木等の繁茂、ねずみ、害虫等の発生等により、近隣の生活環境を阻害するおそれがある状態
- (3) 所有者等 空き家等を所有し、又は管理する者をいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。

(所有者等の責務)

第3条 所有者等は、その所有し、又は管理する空き家等が管理不全な状態とならないよう適正にこれを管理しなければならない。

(空き家等の情報の提供)

第4条 市民等は、管理不全な状態である空き家等があると認めるときは、市にその情報を提供するものとする。

(実態調査)

第5条 市長は、前条の規定による情報提供があったとき、又は空き家等が適正に管理されていないおそれがあると認めるときは、当該空き家等の実態調査を行うことができる。

(指導)

第6条 市長は、前条の規定による実態調査により、空き家等が管理不全な状態にあると認めるときは、当該空き家等の所有者等に対し、必要な措置について指導を行うことができる。

(勧告)

第7条 市長は、前条の規定による指導をした場合において、所有者等がなお空き家等を管理不全な状態に置いていると認めるときは、当該所有者等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第8条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 前項の規定により公表しようとする場合は、当該公表の相手方に対し、意見を述べる機会を付与しなければならない。

(協力要請)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、消防、警察その他の関係機関に第5条から前条までの規定による実態調査、指導、勧告及び公表の内容を提供し、当該空き家等の管理不全な状態を解消するために必要な協力を求めることができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 市長は、この条例の施行後5年以内に、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。